台湾最新知財事情案内及び
台湾企業の知財活用事例
～漢字圏における商標出願を中心に～

台湾国際専利法律事務所
所長　弁護士・弁理士　林志剛

一　特許に関するテーマ

機能性食品や健康食品に関連する
特許レクームの留意事項:

医薬品や医療方法と見なされない
記載上の工夫

1　用途発明の実態

1-1　新規の化合物でなければ、既知の化合物の新規用途を特徴としても、このような限定条件で当該化合物を対象とする特許の査定は出来ない。

例1-1：殺虫剤とする（既知の）化合物A　　×

1-2　2015年現在有効の特許審査基準は、用途の請求項の本質は物そのものではなく、物質の特性の応用にあるとしている。用途請求項は者を使用する方法であり、方法の発明に属する。その為、用途請求項の請求対象名は、「用途」、「応用」又は「使用」とする。

例1-2：化合物Aを殺虫剤に用いる用途　〇
　　化合物Aを用いる殺虫方法　〇

2　医薬品用の発明と機能性食品用途発明の実務

2-1　前提:「人間を治療する用途又は方法」との表現は、特許対象物の除外規定に該当するので、「物質Aの疾患Xを治療する用途」は拒絶される事になる。それを「疾患Xの治療用医薬を製造するための化合物Aの用途」に補正すると、特許査定を受けられる。

2-2　上記審査基準の規定を前提にして、下記の各種類のクレームの記載方式の特許性の正否の一覧表をご参照下さい。（機能性食品は医薬品として見なされる場合が多いので、それぞれ隣接の欄に例を記載する事にした）

	請求項の記載方式	特許有効性	医薬品	機能性食品	スイスタイプ
1-1	疾患Xを治療する物質A	×	×		×
1-2	症状Xを緩和する物質A	×		×	×
2-1	物質Aの疾患Xを治療する用途――（治療との文言があるので治療方法と見なされる）	×	×		×
2-2	物質Aの血糖値を下げる用途――医薬品扱いを受けやすいので、治療方法と見なされる場合もある	×		△	×

特許のポイント

	請求項の記載方式	特許有効性	医薬品	機能性食品	スイスタイプ
3-1	疾患Xを治療する物質Aを製造する方法	○	○		○
3-2	コレステロール値を下げる物質Aを製造する方法	○		○	○
4-1	疾患Xを治療する薬物の製造に於いての物質Aの用途	○	○		○
4-2	体内の脂肪の分解を促進する健康食品の製造に於いての物質Aの用途	○		○	○
5-1	物質Aの用途であって、疾患Xを治療する薬物の製造に用いる方法	○	○		○
5-2	物質Aの用途であって、体内脂肪の分解を促進する組成物の製造に用いる方法	○		○	○

3　機能性食品関連の特許のクレーム記載方式の事例

3-1 特定のポリマを有効成分とするグルコシルトランスフェラーゼ阻害剤の（物質）特許

（特定の化学式を有する化合物）エピカロカテキンがレート3量体又はその塩のグルコシルトランスフェラーゼ阻害剤として、虫歯、歯垢形成又は口臭発生する事を予防又は治療するための使用。

3-2　呈味成分が強化される発酵茶葉及び当該茶葉を利用して製造された呈味成分が強化される緑茶飲料（実はその茶葉を栽培する方法及び調整方法の特許）

　茶葉の摘採日直前20日間の5日間から20日間、遮光率が60～95%であり通気性を有する覆いで陽光を遮光して茶木を生育させ、当該機から茶葉を摘採し、摘採した茶葉を半発酵処理して得られ、遮光しない事を除けば同じ条件で生育させた者に比べて呈味成分が強化されている事を特徴とする緑茶であって、当該緑茶3gを120mlの水分で5分間抽出した抽出液を水で3倍に希釈して測定した時、テアニンを50um以上含有する緑茶葉。

（本件請求項は、パラメータの限定条件が少ないので、製造工程関連の限定条件を詳細に記載する事にしたものであるが、特許権利範囲がそれなりに制限を受ける事に成る。高分子化合物などの分野では、数値限定の条件を十分に設定すれば、製造過程の限定条件が記載されても、数値関連の条件さえ一致すれば、権利範囲が及ぶと認定する実務上の見解も出来つつある。＊日本の実務上の話）

二　商標に関するテーマ

▲早期の商標出願と登録の重要性

企業にとって、早期の商標出願と登録は経営運行上の絶対に欠かせない重要なビジネス投資とされている。

商標登録に基づいて、権利者は他人の同一または類似の商標の同一または類似の商品や役務分野に於ける使用を排除することが出来るので、早期の商標出願と登録は自社の商品やサービスの認知度の向上に寄与し、競争力を強化させる上に欠かせない措置と言える。逆に正当な商標所有者が早期の出願を怠ったりして、その商標が他人の名義で先駆け登録されてしまった場合、正当な商標所有者のほうが逆に不正登録名義人の独占排他権に制限され、本来自分が所有するはずの商標の使用を禁止されたり、他人の無断使用に甘受したりする事態になる。

台湾においての商標登録は、一商標掛ける一区分に関して、政府料金を含めても$800程で、約日本円10万円の予算で成り立てるので、企業にとっては大変合理的で有益な経営運行上の出費と考えられる。審査の期間も10ヶ月間ほどで査定が下りるので、権利化の時効性も高いほうである。

一方、自社商標が一旦他人の不正登録で抑えられた以上、それを潰すために異議申し立てや無効審判などを提起するや、登録名義人に同意書を下付してもらう交渉と持参金の支払いなどをせざるを得ないことになり、それらの手続きはいずれも$2000乃至数万ドルに上る出費につながるので、企業にとっては早期の商標出願と登録を実行する場合と比べて桁違いほどの余計な負担になるのは明白である。そのため、皆様に早期の商標出願と登録を勧める。

又、日系企業の間で、海外市場に事業展開する際、一番最初からは台湾に市場進出するか製造拠点を設けるかの例が大変多い。皆様も親日的な国民感情と日本製品と日系企業に対する高い信頼感を持つ台湾の消費者に、積極的に市場展開を計ってほしい。

1-1
外国語・仮名表記商標と現地語・漢字・英語商標類似性判断の問題

商標のポイント

仮名商標	日本語漢字表記	ローマ字表記	中国語漢字表記	観念類似 ディスクレーム	理由
ヤマザキ	山崎	YAMAZAKI	山崎	×	抽象名称
ヤクルト	X	YAKURUTO	雅克路多	×	造語
琉球かすり			琉球錦織 （正当な沖縄所在者による登録でなければ取り消しの理由がありうる）	△	審査官の主観判断で見解が分かれる場合がよくある。
琉球絣			琉球錦織	△	同上。
ツバキ	椿	TSUBAKI	椿	△	同上。
				ハングルの「ビールフライチキン」に関してディスクレームする。	外国語の意味について審査する例。
				アラビア語の「香る金色の水」に対してディスクレームする。	同上。
				日本語の「がぶ飲み」に対してディスクレームする。	日本では制限なしの登録になっている。

1–2　現地化表記商標の検討

　次は、登録可能性をクリーアした上、更に現地市場に於ける知名度を上げることと、異なる言語による表記バージョンの採択によって、有効に第三者による類似商標を排除するために考慮する事項である。台湾では日本語・仮名表記の商品やサービスのイメージアップ効果が相当高いほうであるが、より周到な自社ブランドの保障の見地で、台湾語・漢字や英語バージョンの表記で商標登録の必要性について検討する;そしてそれが造語か、表音表記か、という考案である。

著名ブランドの各言語表記の登録商標

日本語仮名表記	ローマ字表記	中国語造語表記	中国語漢字（外来語スタイル）表音表記
パナソニック	PANASONIC	國際牌	帕納索尼克
ユニクロ	UNIQLO	優衣庫	×
サントリー	Suntory	三得利	三得利
ソニー	SONY	新力	索尼
シャープ	SHARP	聲寶	夏普

1–3

ロゴと文字表示併存の商標の例

商標のポイント

ロゴと文字並存の商標	ロゴのみの登録	文字商標のみの登録	説明
	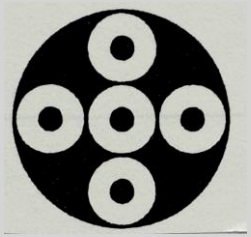		顕著性のあるロゴと文字とも両方登録商標として確保した場合、使用の形態による制限が軽減し、他社による類似表示の使用もより有効に排除できる。
			同上。
	×	×	文字がロゴの一部となっている。
	×	×	ロゴと文字が結合された状態で使用されるのが常態となっている。

1-4 日本語表記と漢字やローマ字表記の標識間の類似性の判断の実例紹介

	本件商標	引例商標	指定商品	類似性判断 成立〇 不成立×	説明
1	澪 MIO		33類ビールを除く酒	×	ロゴ部分の違いが明白な他、本件商標の文字は英文字「MIO」と読み取られるが、引例商標はMと数字の10に解読されやすい。 最高行政裁判所の審査中。
2	瑪魯哈 は		31類飼料	〇	「瑪魯哈」と「MARUHA」が称呼類似、異議申立が成立

商標のポイント

	本件商標	引例商標	指定商品	類似性判断 成立〇 不成立×	説明
3	FONG TEN	豐田	25類子供服など	×	「FONG TEN」と「豐田」が称呼非類似、異議申立が不成立
4	梅西	MACY’S	3、9、14、16、28、32、35、41	〇	「梅西」と「MACY’S」が称呼類似、 25類衣服の登録が§23.1.13による異議成立、その以外は異議が不成立
5	ゆかり	YUKARI	30類飴など	〇	「ゆかり」と「YUKARI」が称呼類似、登録拒絶
6			25類靴など	〇	審査官の主観上の見解

2　産地で商品を差別化する原産地商標の利用

　特殊な品質、風味または栽培や育成の方式によって、特定地域の農作物や食品の原産地の出所表示が商品の付加価値にを向上させる効果がある場合、原産地の地名が主要識別部分となる商標登録がいくつかの形態で利用できる。これに関して、台湾では「証明標章」、「産地証明標章」「産地団体商標」などの商標登録形態がある。

　下記の通り概略的に紹介する。

商標のポイント

1. 証明標章(証明標章なので、出願する際、出願人自身が産地及び品質を証明する権限を持つものである証明書類、関連の規定、または当該標章の使用態様或いは方式に関する規則などを呈示する必要がある)

	登録番号	商標	商標権者	類別商品
1	1246122		日本国農林水産省	本標章の使用者が生産販促する農林水産物及び食品商品は日本で生産され、且つ「農林水産物・食品輸出促進ロゴマーク使用許諾要領」等の関連規範規定を満たすことを証明する
2	1197467		タイ国対外貿易局商業部	米がタイ国で生産され、且つタイ国対外貿易局商業部が制定した標準を満たすことを証明する
3	75		アメリカピーナッツ協会	ピーナッツ製品に使用されたピーナッツがアメリカで生産され、且つ米国連邦規格及び規定を満たすことを証明する。

2. 産地証明標章（証明標章なので、出願する際、出願人自身が産地を証明する権限を持つものである証明書類、関連の規定、または当該標章の使用態様或いは方式に関する規則などを呈示する必要がある）

	登録番号	商標	商標権者	類別商品
1	1569533		台湾台東県鹿野郷公所	本標章は証明標章権者の同意を受ける人より使用される。使用権者が生産する鹿野米が台東県鹿野郷のもので、且つ「台東県鹿野郷公所『鹿野米』産地証明標章管理規範」の標準を満たすことを証明する
2	1603589	NAPA VALLEY	アメリカ系・NAPA VALLEY VINTNERS ASSOCIATION	本標章は証明標章権者の許諾を受ける人より使用される。使用権者が提供するワインがアメリカ葡萄栽培地域ナパバレで醸造され、且つその標示と広告がアメリカ葡萄栽培地域ナパバレを原産地とした関連法を満たすことを証明する
3	1383067		中国成都市郫県食品工業協会	本標章は成都市郫県食品工業協会の許諾を受ける人より使用される。標章使用者が生産販促する「郫縣豆瓣」が四川省成都市郫県で生産され、且つその品質が証明者が制定した「郫県豆瓣生産企業規範」の標準を満たすことを証明する

3. 産地団体商標（特定の産地に属する業者団体であることを証明する書類や釈明が必要）

	登録番号	商標	商標権者	類別商品
1	1694558	十勝川西長いも	日本国帯広市川西農業協同組合	31類 十勝総合振興局帯広市川西地域及びその近隣地域で生産された長いも、十勝総合振興局所在の帯広市川西農業協同組合において生産及び管理された種いもを用いて十勝総合振興局帯広市川西地域及びその近隣地域で生産された長いも
2	1426283	日田梨	日本全国農業協同組合連合会	31類 日本国大分県日田地域で生産された梨
3	1465483	BARBARESCO	イタリア系・CONSORZIO DI TUTELA BAROLO BARBARESCO ALBA LANGHE E ROERO	33類 イタリアバルバレスコ地区で生産されたワイン
4	1571785	고려홍삼, 고려삼 高麗紅蔘, 高麗蔘 Korean Red Ginseng	韓国系・KOREAN GINSENG ASSOCIATION	5類 韓国で生産されるチョウセンニンジン；韓国で生産される赤チョウセンニンジン

2-2　第三者による元産地不正虚偽表示への対策

1. 行政法及び刑法による罰則：

　　商品包装上の産地偽装に対しては公平交易法第21条（商品原産地の虚偽表示による不正競争）で対応する以外、商品標示法第6条（商品の表示が、虚偽不実又は誤解を生じさせる）、消費者保護法第24条第1項（商品標示法等の法令によらず商品の表示をする）、刑法第255条（原産国の虚偽表示）の違反になるおそれもある。

2-3　原産地商標不正登録を排除した成功例

	商標	類別	根拠条文	結果
1	讃岐 さぬき サヌキ SANUKI	29類冷凍調理パウチ等 30類冷凍うどん等 43類レストラン等	§30.1.8	日本香川県の旧国名であるため、無効審判請求による取消
2	泡盛	33類酒、焼酎等	旧§23.1.11 （§30.1.8相当）	日本琉球で生産される焼酎名前であるため、異議申立による取消
3	宇治	30茶等	旧§37.1.6 （§30.1.8相当）	日本著名の茶産地であるため、無効審判請求による取消

3 商号と商標の問題—会社名登録で、他人の商標登録に対抗する事が出来るか?

	会社名登録	商標登録	
田中ハウス	○	×	
田中建築	×	○	

4 日系企業が自社の商標が台湾で第三者による不正登録の被害を防止と排除するための対策

▲防止対策

1. 自家商標やハウスマークの早期の商標登録による権利化が重要。

2. 日本と世界各国での自社による使用実績、著名性の認定例、ブランド価値、業界ランチングなどを使用証拠として入念に収集し確保する事も重要。万一第三者の不正登録に遅れをとった場合でも、自家商標の著名性の立証に役立つ。

3. 台湾の不正登録名義人の不正登録に関する故意の立証、例えば本件商標の商品の輸出入や販売行為に従事する事実などを把握して、相手方の知悉襲用を立証できる提携契約・往来書信等証拠の提示が出来れば、不正登録の取消し請求に寄与できる。

4. 不使用取消の試み。自家による使用証拠が不足するなどの場合でも、不正登録者の三年間以上の不使用を理由に、当該商標の取消を請求する事も出来る。但し、現行法では、不使用取消を請求する際は、その不使用の事実を初歩的に立証するための証拠を提示する必要があるのでご注意下さい。不使用取消し請求が提起された後は、不正登録者自身が使用証拠を提示して使用実績を立証しなければ商標登録は取り消される。

5. 委託加工（OEM）、代理販売等の場合、締結契約書には提携会社、製造代行又は販売代理等の使用権者の権利範囲を明確に制限する。

6. 第三者の不正登録を早期に発見するために、定期的に商標ウオッチングを行ない、対応策を作成して採取する。

▲排除対策

1自社商標の著名性に基づいて不正登録を取り消すこと。但し不正登録者の悪意を立証できる場合を除き、不正登録以降五年間の除籍期間がある。第30条第一項代11号

2悪意の不正登録に基づいて取り消し審判を提起すること　第30条第一項第12号

3三年間不使用取り消し（廃止）審判の提起　第63条第一項代2号

4同意書の下付の交渉　第30条第一項第10号

三　台湾の中小企業の知財投資や運用活動成功例の紹介

グローバル化が進み、企業競争が国境を越えてエスカレートする中、技術開発の強化が企業の生き残りに欠かせないファクターとなっている。R＆Dの成果は自社のノーハウとしてキープする手段もあるが、商品の付加価値の向上、及びライバルによる脅威を防いだり、自社の優勢を確立するために権利行使をしたり、市場に於ける宣伝広報効果、延いては特許権利化活動の実績に基づいて政府側の賛助を勝ち取ったり、資金潤沢を確保できたのは、やはりそれらの企業による積極的で綿密な特許の出願活動が成功の要諦となっている。

このように積極的に研究開発に投資し、特許権利化事業と権利行使活動を展開して、その成果で事業の成功に寄与させた台湾の事例をいくつか綴ってみたので、是非ご参照下さい。

特許活動の主なメリットと成果

分析方向	具体的目標
資金面	◷ 創業投資の資金集め ◷ 政府の科学技術プロジェクトに対する補助又は融資の獲　得 ◷ 税務優遇
販売面	◷ 商品と企業イメージの向上、価格削減競争の悪循環に陥るのを避ける ◷ ライセンス制度を利用し、力を借りて、少ない投入で速やかに新市場/新地域に参入 ◷ 企業自身の合法的経営を妨害しないように、他人による同一専利の取得を防ぐ
競争面及びその他の面	◷ 専利を取得した技術の他人による実施を排除 ◷ クロスライセンスを促進

台湾中小企業による特許戦略を利用した経営業績向上の事例紹介

（一）前言

グローバル化競争の激化に連れ、それぞれの産業はいずれも徐々に薄利化(低粗利益)になっており、イノベーションを続ける企業こそ一定の利益を享有することができる一方、台湾中小企業もイノベーション発展のプロセスにおいて、特許制度を適切に利用して、研究開発及びイノベーションの成果を保護し、永続的に経営を継続する市場機会を得るように努力しなければならない。

ここに台湾の中小企業が如何に特許戦略を運用して経営業績を向上させ、市場における競争力、収益力を高めているかの事案について紹介し、並びに中小企業における特許戦略実施をプランする際に考慮すべきファクターを掲げてみた。

（二）IPストラテジーの目的–資金面、販売面、競争面及びその他の面から

中小企業は資金と資源が有限である状況において、まず専利（特許、意匠、実用新案）出願の目標を確立しなければならず、並びにIPストラテジーの展開とともに、正確な方向に進んでいるか常に反省し、適切に資源を利用して経営業績を向上させなければならない。専利出願の目標について、次の通り整理した。

分析方向	具体的目標
資金面	創業投資の資金集め 政府の科学技術プロジェクトに対する補助又は融資の獲得 税務優遇[1]
販売面	商品と企業イメージの向上、価格削減競争の悪循環に陥るのを避ける ライセンス制度を利用し、力を借りて、少ない投入で速やかに新市場/新地域に参入 企業自身の合法的経営を妨害しないように、他人による同一専利の取得を防ぐ
競争面及びその他の面	専利を取得した技術の他人による実施を排除 クロスライセンスを促進

（表一）IPストラテジーの目標

[1] 産業イノベーション条例第10条の規定では、『産業イノベーションを促進するため、会社は研究発展の支出に投資した金額の15%以内で、当年度営利事業所得税の税額を控除することができるが、当該会社の当年度納付すべき営利事業所得税税額の30%を超えてはならない。』となっている。よって、特許技術研究開発の人件費、実験器材、出張費及び専利出願の関連費用について、税金控除の優遇を享有することができる。

(三)事例紹介

台湾において中小企業が如何に特許戦略を運用して経営業績と市場競争力・収益力を向上させているかについて、五つの事例を通して分析する。

1. 台湾微脂體股份有限公司

1997年設立、資本額約6億台湾ドル、従業員数150名、オフィシャルサイト:http://www.tlcbio.com/zh-tw、最終閲覧日2015年10月26日。

分析面	具体的運営成果
資金面	(1) 特許出願した『二重効果抗癌系新薬(Lipotecan)の臨床試験第一段階』[1] プランをもとに、経済部工業局に『産業研究開発発展促進資金借入計画』を申請し、3千1百万台湾ドル以上の貸付を受けた。 (2) 特許出願した『ナノ輸送体NanoVNBの臨床試験第一段階』[2] プランをもとに、経経済部工業局に『産業研究開発発展促進資金借入計画』を申請し、3千8百万台湾ドルの貸付を受けた。
販売面	(1) 特許抗癌薬Doxisome[3]を、TEVA Pharmaceuticals, Curacao, NVに専用実施権許諾して米国における販売を行い、現地の大規模企業による迅速な米国市場の開拓を図った。 (2) 特許薬プロスタグランジン乳化剤型『普絡易』[4]を、SciClone Pharmaceuticals International Chna Holding LTD.に許諾し、中国及び香港、マカオ地区で販売。 (3) 特許薬アドリアマイシンリポソーム注射剤『力得』[5]を台湾東洋薬品工業股份有限公司に専用実施権許諾し、台湾において製造販売。
競争面及びその他の面	◷ 特許を取得した技術の他人による実施を排除 ◷ クロスライセンスを促進

[1] 当該抗癌新薬は台湾特許(公告番号:I480042)を取得、米国(US2014294973)、韓国(KR20140057384)、日本(JP2014532727)、欧州(EP2773346)、中国(CN103957912)等で特許出願、これらの国々で出願審査中。

[2] 当該ナノ輸送薬物組成物は台湾(TW201500061)、特許協力条約(WO2014145187)、カナダ(CA2906149)、オーストラリア(AU2014233308)等の国々で出願、審査中。

[3] Doxisome乳癌及び卵巣癌治療の抗癌薬は、台湾特許(I224970)、米国特許(US5,874,639)、南アフリカ特許(ZA9610314)及びインドネシア特許(ID18972)を取得。

[4] 普絡易は周辺動脈疾病、糖尿病神経病変及び潰瘍を治療する薬物であり、台湾特許(I386209)、日本特許(JP5017035)、大陸特許(CN101269079)を取得、欧州特許(EP1972334)、 米国特許(US2008234376)及び韓国特許(KR20080086331)を出願、審査中。

[5] 力得は乳癌、卵巣癌及びエイズカポジ肉腫を治療する薬物であり、既に台湾特許(I480042)を取得し、特許協力条約(WO2013067449)、米国(US2014294973)、韓国(KR20140057384)、日本(JP2014532727)、欧州(EP2773346)、中国(CN103957912)、カナダ(CA2850955)及びオーストラリア(AU2012332176)等で特許出願、審査中。

2. 晉弘科技股份有限公司

2010年設立、資本額約2億台湾ドル、社員数およそ37名、
オフィシャルサイト: http://www.miis.com.tw/、最終閲覧日:2015年10月26日。

分析面	具体的運営成果
資金面	特許製品『デジタルカラー瞳孔拡散不要ハンディ眼底カメラ』[1]が経済部小型企業イノベーション研究開発計画の補助(補助金額:250万台湾ドル)を獲得し、なお且つ成績優秀SBIR(小型企業イノベーション研究開発計画)イノベーションテクノロジー賞を受賞。
販売面	特許シリーズ製品『デジタルカラー瞳孔拡散不要ハンディ眼底カメラ』は米国、、南アフリカ、インド等の国への販売に成功し、年間約1億台湾ドルの価値を生み出している。
競争面及びその他の面	特許を取得した技術の他人による実施を排除 クロスライセンスを促進

[1] 既に台湾特許(I432167)を取得、欧州(EP2578140)、
米国(US2013083183)及び中国(CN103027664)等で特許出願、審査中。

3. 喬紳股份有限公司

2000年設立、資本額約2千1百万台湾ドル、従業員数約70名、
オフィシャルサイト：http://www.chosen-hubs.com/index.php、最終閲覧日：2015年10月27日。

分析面	具体的運営成果
資金面	(1)実用新案登録出願した『微細隙間の無音クラッチ装置イノベーション技術開発』[1] プランをもとに、経済部工業局に申請し、450万台湾ドルのプロジェクト補助金を獲得。 (2)特許出願した『BMX Single Speedハブの改良設計及びキーポイント技術開発』[2] プランをもとに、経済部工業局に申請し、420万台湾ドルのプロジェクト補助金を獲得。
販売面	(1) 特許、実用新案製品の消費者向け展示により、製品の付加価値と差別化を創造。
競争面及びその他の面	(1)その特許製品『常時閉鎖式ハブのラチェット構造』[3] が建來貿易股份有限公司に模倣されたため、喬紳公司が知的財産裁判所に提訴し、建來貿易に100万台湾ドルの賠償を請求。その後知的財産裁判所が審理を経て、一審で喬紳の訴えを棄却したが、喬紳が上訴したところ、知財裁判所は103年民專上字第29号判決をもって、特許権侵害による損失(50万台湾ドル)の喬紳公司への賠償を建來貿易股份有限公司に命じ、即時全ての侵害行為を停止し、侵害物の金型、侵害物の半製品及び侵害製品を廃棄処分すべきだとした。

[1] 当該微細隙間の無音クラッチ装置は台湾実用新案(M260431)を取得。

[2] 当該BMX Single Speed製品は中国特許(CN101956773)を獲得。

[3] 当該台湾特許の特許証書の番号はI367171号。

4. 旭丞光電股份有限公司

2001年設立、資本額約8千万台湾ドル、従業員数約36名、
オフィシャルサイト：http://www.uvtech.com.tw/、最終閲覧日：2015年10月27日。

分析面	具体的運営成果
資金面	(1) 特許出願した『硬い基板からチップを分離するレーザーカッティングマシンの研究開発』[1] プランをもとに、経済部工業局に申請し、105万台湾ドルのプロジェクト補助金を獲得。 (2) 特許出願した『紫外線ソリッドレーザー技術の統合性』[2] プラ ンをもとに、経済部工業局に申請し、プロジェクト補助金を獲得。
販売面	(1) 特許製品の消費者向け展示により、製品の付加価値と差別化を創造。
競争面及びその他の面	特許を取得した技術の他人による実施を排除

[1] 当該硬い基板からチップを分離するレーザーカッティングマシンの関連技術は、台湾特許(I304758)を取得。

[2] 当該プランの関連技術は台湾実用新案(M412826)を取得。

5. 億星鞋業有限公司

1996年設立、資本額約6百万台湾ドル、従業員数100名以下、
オフィシャルサイト：https://www.facebook.com/estar.pumpkin/info?tab=page_info、最終閲覧日：2015年10月29日。

分析面	具体的運営成果
資金面	(1) 意匠（設計専利）登録出願した『圧力拡散式インソール及び靴製品高質化向上研究開発』[1] プランをもとに、経済部工業局に申請し、115万台湾ドルのプロジェクト補助金を獲得。 (2) 意匠登録出願した『複合式フィットインソールパーツ研究開発』[2] プランをもとに、経済部工業局に申請し、46万台湾ドルのプロジェクト補助金を獲得。
販売面	(1) 意匠製品の消費者向け展示により、製品の付加価値と差別化を創造。
競争面及びその他の面	(1) その意匠製品『鞋幫』[3] が松星国際実業有限公司に模倣され、台湾意匠(公告番号:D139575)が侵害された。億星鞋業が知的財産裁判所に提訴し、松星国際に200万台湾ドルの賠償を請求。 同案件は知的財産裁判所の審理を経て、102年民專訴字第100号判決が下された。判決は、億星鞋業がその意匠権侵害により受けた損失(新台幣:約15萬元)の賠償を松星国際実業有限公司に命じ、即時全ての侵害行為を停止し、侵害物の金型、侵害物の半製品及び侵害製品を廃棄処分すべきだとした。

[1]当該研究開発プランの関連技術は台湾意匠(D146546)を取得。

[2]当該研究開発プランの関連技術は台湾意匠(D156660)を取得。

[3]靴の相対的な底面の上部(足の甲に接触)の構造。

(四)結論及びアドバイス

上記事例紹介のとおり、中小企業は資金及び資源が限られた条件においてもやはり専利制度を有効に使い、経営業績を向上させることができるが、どのように最小の投入で最大の収益を獲得するかが、中小企業が経営業績を向上させるキーポイントである。中小企業は研究開発成果の市場競争収益力及び特許有効性に基づいて特許戦略布石の順番を検討し決めるべきである。いわゆる市場競争収益力とは『当該研究開発の成果が市場競争力を有するか否か、中小企業にどのくらい程の収益向上をもたらせると見込めるか、全体の市場価値はどのくらいか』ということである。

又、市場競争収益力の評価は既存の市場参入者を代替する、既存市場に於ける自社のシェアの向上につながる効果のほか、潜在的な市場の開発ポテンシャルも考慮すべきである。

このほか、特許有効性は当該研究開発の成果が特許要件(主に新規性及び進歩性)を有しているかということである。

ここに中小企業における各研究開発成果の特許戦略を立てる優先順序(切実性)評価のファクターについて、次の表(二)の通り整理した。

	市場潜在価値		
特許性		高	低
	高	優先的に特許戦略を立てるべき	もし当該特許技術が将来性のある技術に属する場合、近未来のポテンシャル市場に備えて、（現段階の市場はまだ未熟）、特許戦略を実践する価値がある（もし予算が充分であれば）
	低	特定特許技術の市場競争収益貢献力が高いか、またはいくつかの国での競争力寄与強度が比較的に高い場合は、防御性戦略を考えてもよい （もし専利を取得することができないのであれば、早期公開または他社特許出願案件に対する情報提供などを踏まえて、競争者の特許権理科をけん制するを防ぐ）	しばらく特許戦略や布石（研究開発または出願事業）の実践を控える（営業秘密として保護）

（表二）中小企業特許戦略布石順番の評価マトリックス

皆様の事業展開の躍進と知財運用
活動のご成功を願います。

ご清聴有難うございました。

台湾国際専利法律事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階 (受付)
Tel:886-2-2507-2811・Fax:886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website:www.tiplo.com.tw
東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel:81-3-3354-3033・Fax:81-3-3354-3010